

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数			33	30	26	8	25	23	20	6	1	8	29	
神奈川県	横浜	学校支援・地域連携課	045-671-3270	○	○	○	○	○					http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/soudan/soudan1000-shugakuenjo.html	
神奈川県	川崎	教育委員会総務部学事課	044-200-3736	○	○	○	○	○	○				http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-4-1-0-0-0-0-0-0.html	
神奈川県	相模原	教育委員会 学務課 就学支援班	042-769-9262	○	○	○	○	○			○		http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/12407/000237.html	
神奈川県	横浜	学校教育支援教育課	046-822-8480	○		○	○	○	○	○			http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8320/index.html	
神奈川県	平塚	教育総務課学務担当	0463-35-8118	○	○	○	○	○					http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/k-soumu/enjo.htm	
神奈川県	鎌倉	教育委員会学務課学務担当	0467(23)3000 内線2461	○	○	○	○	○				○	http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gakumu/gaku5.html	
神奈川県	藤沢	教育部学務保健課	0466-50-3558	○	○	○	○	○	○				http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/	
神奈川県	小田原	教育部教育指導課	0465-33-1682	○	○	○							http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/education/assistance/syugaku/	
神奈川県	茅ヶ崎	教育委員会教育総務部学務課	0467-82-1111	○		○	○	○	○				http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kvouiku/shogakko/1005140.html	
神奈川県	逗子	学校教育課	046-873-1111 内線513	○	○	○						○	http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/gakkou/page-17.html	
神奈川県	三浦	教育部学校教育課	046-882-1111内線409	○	○	○	○						http://www.city.miura.kanagawa.jp/gakkou/shugaku_enjo.html	
神奈川県	秦野	教育部学校教育課	0463-84-2785	○	○	○				○		○	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/g-kyoiku/kyoiku/kyoiku/shochu/shugakuenjo.html	
神奈川県	厚木	厚木市教育委員会 学校教育課、保健給食課	046-225-2650	○	○	○	○	○	○				http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/	
神奈川県	大和	教育部 学校教育課	046-260-5208	○	○	○	○	○					http://www.city.yamato.lg.jp/web/kyoiku/enjo.html	
神奈川県	伊勢原	学校教育課	0463-94-4711(内線5123)	○		○	○						http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2012022700026/	
神奈川県	海老名	教育部学校教育課	046-235-4918	○	○	○	○	○					http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1108011447979/	
神奈川県	座間	学校教育課	046-252-8739	○	○	○	○						http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1191218477668/index.html	
神奈川県	南足柄	教育委員会教育総務課	0465-73-8034	○		○	○	○				○		
神奈川県	綾瀬	教育委員会学校教育課	0467-70-5654	○	○	○	○	○				○	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/	
神奈川県	葉山	教育委員会 学校教育課	046-876-1111(内線7222)	○				○	○				http://www.town.hayama.lg.jp	
神奈川県	寒川	教育委員会学校教育課	(0467)74-1111 内線524	○	○	○		○					http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/kurashi/yochien/syoutyu_gakkou/136245437040.html	
神奈川県	大磯	教育部学校教育課教育総務係	0463-61-4100	○	○	○							http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kosodate/school/1359349428922.html	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
神奈川県	二宮町	教育委員会教育総務課	0463-71-3311 (内線 334)	○	○	○		○	○						○	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/
神奈川県	中井町	教育課	0465-81-3906		○			○	○							
神奈川県	大井町	教育委員会教育総務課	0465-85-5015	○	○		○									http://www.town.oj.kanagawa.jp/kurashi/gakou/hojyo.html
神奈川県	松田町	教育課	0465-83-7023	○			○	○	○							https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/12/gakko-kyouiku.html#enjoyo
神奈川県	山北町	学校教育課 教育班	0465-75-3648	○	○									○		http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=506&frmCd=1-10-3-3-0
神奈川県	開成町	教育総務課	0465-82-5221					○	○							
神奈川県	箱根町	教育委員会 学校教育課学校教育係	0460-85-7600	○		○	○	○	○							http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/kurashi/annai/kodomo01-06.html
神奈川県	真鶴町	教育課	0465-68-1131 (内434)	○	○	○								○		http://www.town-manazuru.com/
神奈川県	湯河原町	教育委員会 学校教育課	0465-62-1100	○	○		○	○								http://www.town.yuzawara.kanagawa.jp/
神奈川県	愛川町	教育委員会 教育総務課	046-285-6957	○			○	○			○					http://www.town.aikawa.kanagawa.jp
神奈川県	清川村	教育委員会事務局	046-288-1215						○							

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学費の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類
	該当団体数	19	17	15	15	15	20	6	5	13	15	8	7	7	14	21	10	0	0	7						
神奈川県	横浜市	○					○									○						1	課税所得	その他	344	20%未満
神奈川県	川崎市	○					○								○							1	その他	前年度	360	10%未満
神奈川県	相模原市	○	○		○	○	○			○				○	○							1.5	その他	当該年度	賃貸474	20%未満
神奈川県	横浜賀市	○		○	○	○	○			○		○	○	○	○							1.5	その他	前々年度	416	25%未満
神奈川県	平塚市						○								○							その他	給与収入(税引き前)	前々年度	562(借家)	15%未満
神奈川県	鎌倉市															○						1.5	その他	前年度	520	15%未満
神奈川県	藤沢市	○													○							1.3	課税所得	前年度	379	20%未満
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○							1.3	課税所得	当該年度	354	20%未満
神奈川県	茅ヶ崎市															○						1.3	課税所得	前年度	345	20%未満
神奈川県	逗子市	○	○		○	○	○			○	○			○	○							1.5	課税所得	前年度	349	10%未満
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○			○					○							1	課税所得	前年度	258	20%未満
神奈川県	秦野市																					1.5	課税所得	前年度	388	15%未満
神奈川県	厚木市														○							1.5	課税所得	前年度	460	20%未満
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	当該年度	362	35%未満
神奈川県	伊勢原市														○							1.5	課税所得	前年度	353	15%未満
神奈川県	海老名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	前年度	295	15%未満
神奈川県	座間市															○						1.3	課税所得	前年度	334	20%未満
神奈川県	南足柄市														○							1.3	課税所得	前年度	330	15%未満
神奈川県	綾瀬市														○							1.4	その他	前年度	451	25%未満
神奈川県	葉山町														○							1.5	課税所得	前年度	400	20%未満
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○							1.3	課税所得	前々年度	352	20%未満
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	前年度	345	10%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村住民税の非課税	市町村住民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村住民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							
課税所得等の分類	基準額の時期	目安額																									
神奈川県	二宮町	○	○	○			○			○				○	○						1.3	課税所得	前年度	313		15%未満	
神奈川県	中井町															○				○	1.3	その他	当該年度	351	その他経済的理由により児童又は生徒が就学困難となる特別な事情がある者	5%未満	
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○			○	○			○						○					特別支援教育就学奨励費の算定に用いる保護基準早見表を使用し、給与収入(税引き前)の1.3倍以下のものを対象としている。	10%未満	
神奈川県	松田町														○						1.3	課税所得	前年度	362		10%未満	
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.3	課税所得	当該年度	294.3		10%未満	
神奈川県	開成町														○						1.3	課税所得	前年度				10%未満
神奈川県	箱根町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○					上記以外で、傷病等により経済的に就学困難となった場合	15%未満	
神奈川県	真鶴町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○	1.3	課税所得	前年度	350	保護者の死亡等や特に経済的に児童・生徒の就学が困難となる理由のある時	10%未満	
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.1	課税所得 給与収入 (税引き 前)	前年度	294		10%未満	
神奈川県	豊川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	339		20%未満	
神奈川県	清川村		○				○									○					1.5	給与収入 (税引き 前)	当該年度	500		10%未満	

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)		
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で状況を確認	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他				
該当団体数	4	1	14	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
神奈川県	横浜市																							
神奈川県	川崎市			○																				
神奈川県	相模原市	○				○																	○	
神奈川県	横浜賀市			○																				
神奈川県	平塚市			○																				
神奈川県	鎌倉市																							
神奈川県	藤沢市			○																				
神奈川県	小田原市	○				○		○																
神奈川県	茅ヶ崎市			○																				
神奈川県	逗子市																							
神奈川県	三浦市	○				○		○																
神奈川県	秦野市			○																				
神奈川県	厚木市							○																
神奈川県	大和市																							
神奈川県	伊勢原市			○																				
神奈川県	海老名市																							
神奈川県	藤岡市																							
神奈川県	南足柄市			○																				
神奈川県	綾瀬市							○																
神奈川県	葉山町																							
神奈川県	寒川町			○																				
神奈川県	大磯町			○																				

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	問A-2 係数を見直したか	問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他		
神奈川県	二宮町		○																		
神奈川県	中井町																				
神奈川県	大井町																				
神奈川県	松田町			○																	
神奈川県	山北町			○																	
神奈川県	開成町			○																	
神奈川県	箱根町																				
神奈川県	真鶴町			○																	
神奈川県	湯河原町																				
神奈川県	愛川町	○																○			
神奈川県	清川村																				

